



がんばろう!! ひがしまつしま

震災で当面の生活にお困りの方へ

■主な内容 震災復旧生活資金貸付、義援金の申請

～東松島市震災復旧生活資金貸付のお知らせ～
東日本大震災で被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。
市では、家屋が全壊(流失含む)、大規模半壊または半壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯を対象に、当面の生活資金の貸付を行います。

■貸付内容
○貸付額 10万円(現金)
○貸付利率 無利子
○貸付期限 義援金が支給されるまでの間
○担保および保証人 不要
○貸付金償還(返済) 災害義援金の交付決定後、その災害義援金の中から一括償還(返済)をしてもらいます

■申請日時・場所
○期間 5月8日(日)～14日(土)
○時間 9時～16時
○場所 市役所1階 101会議室(庁舎東側)
○申し込みできる方 世帯主の方

■必要書類 次の証明書類等を持参ください
①り災証明書(原本を持参。コピーは不可)
②身分証明書(運転免許書、健康保険証など本人確認できるもの)
③印鑑(拇印でも可)

問 災害対策本部(震災復旧生活資金貸付担当)
TEL82-1111 内線1437

一般家庭からの可燃ごみ・資源ごみ収集のお知らせ

5月から可燃ごみの収集が、週2回の通常収集になりました(災害前と同じ曜日です)。
容器包装プラスチックについても毎週水曜日に回収します。
資源ごみは、9日(月)から準備が整い次第、順次回収を開始します。なお、空き缶などが大量に出ると時間がかかり、翌日の回収になる場合があります。
現在、石巻広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却施設)が津波被害により停止していますので、皆さんのごみ減量(例:生ごみの水切り徹底・空き缶など少しずつ出すなど)の協力を、お願いします。
◆5月中は、可燃ごみ・空き缶などは市販の透明なビニール袋でも回収します。◆
※資源物の収集曜日は、排出量が落ち着くまで通常の収集曜日と異なる地域があります。
詳しくは近くのごみ集積所のチラシをご覧ください。
問 環境課環境班 TEL82-1111 内線1153・1154

震災による被災家屋解体・撤去のお知らせ

■対象 震災の地震・津波ならびにその後の余震により「全壊」あるいは「大規模半壊」判定を受けた建物、自宅敷地内に流入したガレキなど

■受付日時 5月9日(月)～ 8時30分～17時
※都合が悪い場合は、対象地区以外の日でも申し込みできます。

■場所 本庁舎西側仮設プレハブ、鳴瀬総合支所

■解体などの経費 全額市が負担
※個人財産の解体は、本人からの申し出により行います。

■申請に必要なもの 1.印鑑(認印で可) 2.り災証明書(写しで可)
3.本人確認書類(例:自動車運転免許証など) 4.本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状 5.被災写真(2～3枚程度)
※印鑑・確認資料・写真などが無い場合は、その旨申し出ください。
※委任状様式は任意で可。委任する権限(委任すること)に「震災による被災家屋解体・撤去の申し込みに関すること」を必ず明記ください。

■実施時期 5月中旬頃から順次行います

■その他 基礎から流出家屋は、申し出が無くても解体する予定です

問 環境課環境班 TEL82-1111 内線1153・1155・1156

●申し込み受付日程表

受付月日	曜日	受付対象地区	
		本庁舎	鳴瀬庁舎
5月9日・16日	月	矢本	牛網
10日・17日	火	小松・大塩	小野・浜市
11日・18日	水	大曲	野蒜
12日・19日	木	大曲	東名・大塚
13日・20日	金	赤井	新東名
14日・21日	土	赤井	宮戸・その他
15日・22日～	日	全地区	

災害義援金の申請受付を5月10日から開始します

東日本大震災で被災された皆さまへ、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団などの義援金団体から寄せられた義援金の配分申請受付を次のとおり実施します。

■集中受付期間

5月10日(火)～15日(日) 9時～17時

■申請受付対象者

1. 災害により死亡した方の遺族
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
2. リ災証明書により住宅の被害が半壊判定を受けた方

※生活再建支援金を申請し、義援金の交付対象になる方には個別にお知らせし、後日、申請口座に振り込みます(義援金の申請は不要です)。

■支給額

- 死亡・行方不明者 1人あたり 35万円
 住宅全壊 1戸あたり 35万円
 住宅大規模半壊・半壊 1戸あたり 18万円

■申請に必要なもの

- (死亡の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
 ③死亡診断書(検案書)のコピー
 ④死亡者と申請・請求者との関係を示す書類(戸籍謄本など)
 ⑤世帯主の通帳またはキャッシュカード
 (世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯代表者のもの)
- (半壊の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
 ③リ災証明書のコピー
 ④世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者のもの)

問 福祉課福祉総務班 Tel82-1111 内線1172～1174

●申請受付日程表●

月	日	時間	該当地区	会場
5月	10日(火)	9時～17時	矢本東・矢本西	本庁舎西側 仮設プレハブ
	11日(水)		大曲	
	12日(木)		赤井・大塩	
	13日(金)		小野・野蒜・ 宮戸	鳴瀬庁舎 201会議室
	14日(土)			
	15日(日)		市内全域	本庁舎西側 仮設プレハブ
	16日以降		市内全域	本庁舎1階 福祉課前

◆義援金第1次配分対象者(申請が必要な方)◆

対象項目	申請の必要性	内容
死亡	有り	死亡が確認され、死亡届の提出が済んでいる場合は申請が必要です。
行方不明	今回は無し	6月11日以降に申請が必要です(受付の詳細は、後日お知らせします)。
住宅全壊	無し	リ災証明書の判定が全壊で、生活再建支援金の申請済みの場合は、義援金の申請手続きは不要。
住宅大規模半壊・半壊解体	無し	リ災証明書の判定が大規模半壊または半壊解体で、生活再建支援金の申請済みの場合は、義援金の申請手続きは不要。
住宅半壊	有り	リ災証明書の判定が半壊の場合は申請が必要です。

女性用夏物衣類・インナーを無料配布

被災された方々に女性用の夏物衣類やインナーを無料配布しますので、ぜひ、ご利用ください。

- 対象 今回の震災で被災された方や東松島市民
- 提供品 女性用夏物衣類、インナー、化粧品、男性用下着 など
- 日時 5月14日(土)・15日(日) 10時～16時
- 場所 小野地区センター(鳴瀬郵便局隣)
- 駐車場 鳴瀬郵便局裏、旧農協倉庫前
- 提供 株式会社ピーチ・ジョン

避難で転居・転出している方へのお願い

東松島市では、市内外に転居・転出し、住民異動手続きをしていない方や市内外の親族・知人宅に避難している方の安否確認を行っています。

該当する方は、下記により手続き、またはご連絡をお願いします。

●市内外に転居転出した方

住民異動手続きを市民課または鳴瀬総合支所窓口で行ってください

●市内外の親族・知人宅に避難している方

防災交通課防災交通班までご連絡ください

問 防災交通課防災交通班 Tel82-1111 内線1161

デマ・流言・チェーンメールにご注意ください！ 震災に便乗した詐欺にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。